

日豊海岸地域景観計画

青い海、蒼い空、白い砂浜

「大切な人と歩きたい。」日向サンライズ海道



平成27年12月
日豊海岸地域景観まちづくり協議会
日 向 市

目 次

第1章 景観計画の目的と構成 ----- 1

- 1. 景観計画の目的 ----- 1
- 2. 景観計画策定の流れ ----- 2
- 3. 景観計画の構成 ----- 3

第2章 景観特性と課題 ----- 5

- 1. 景観特性 ----- 5
- 2. 景観づくりの課題 ----- 10

第3章 景観計画区域 ----- 11

- 1. 景観計画区域 ----- 11

第4章 景観づくりの将来像と基本方針 ----- 12

- 1. 日豊海岸地域が目指す景観づくりの将来像 ----- 12
- 2. 景観づくりの基本方針 ----- 13

第5章 景観づくりに向けた取組み方策 ----- 14

- 1. 良好的な景観づくりのための行為の制限に関する事項 ----- 14
- 2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 ----- 20
- 3. その他の事項 ----- 22

第6章 景観づくりの推進に向けて ----- 25

- 1. 繼続的な景観づくりに向けた体制の構築 ----- 25
- 2. 身近なところからはじめる景観づくりの推進 ----- 27
- 3. 他の計画等との連携 ----- 28
- 4. 景観計画の進行管理 ----- 30

参考資料

- 参考 1) 日豊海岸地域景観計画策定に係るアンケート調査の結果 ----- 参考- 1
- 参考 2) 景観まちづくり協議会、地域部会 名簿 ----- 参考- 7
- 参考 3) 景観まちづくり協議会、地域部会 開催経緯 ----- 参考- 9
- 参考 4) 景観まちづくり協議会 NEWS(第1号～第5号) ----- 参考-11
- 参考 5) 各地区の事業企画書 ----- 参考-16
- 参考 6) マンセル表色系 ----- 参考-19

第1章 景観計画の目的と構成

1. 景観計画の目的

日向市では、「景観法(平成16年6月18日法律第110号)」に基づく様々な景観づくりの仕組みを活用し、日向らしい景観づくりを進めていくため、平成18年10月に「景観行政団体」となりました。また、平成20年2月に景観づくりの基本的な方針となる「日向市景観条例」を制定するとともに、同年4月に「日向市景観基本計画」を策定しました。

景観基本計画では、日向市の景観を特徴づけ、景観づくりを優先的に進める地区を「景観形成重点地区」に指定しており、そのひとつとして日豊海岸地域を位置づけています。

日豊海岸地域は、^{はくしゃせいじょう}白砂青松の砂浜と柱状節理の岩礁が交互に連なった変化に富む雄大な海岸線を有し、昭和49年2月に日豊海岸国定公園に指定されています。また、伊勢ヶ浜は日本の快水浴場百選、お倉ヶ浜は日本の渚100選にも選ばれています。近年は、東九州自動車道の開通に伴い、サーフィンなどのマリンスポーツの愛好者が多数来訪しており、日向市の貴重な観光資源であるとともに、海水浴やお倉ヶ浜や金ヶ浜でのサーフィンなどにより賑わいのある景観が形成されています。

また、柱状節理に建つ大御神社や日知屋城址、弘法大師像など、地域の景観を特徴づける資源も点在しています。

そこで、日豊海岸地域の自然や歴史・文化、暮らしの風景を守り続けるとともに、景観特性を活かした景観づくりによる地域の活性化を目的として、「日豊海岸地域景観計画」を策定しました。

【用語説明】

○景観法

⇒平成16年に制定された、我が国初めての景観についての総合的な法律。景観行政団体が「景観計画」を策定することにより、良好な景観形成のための行為の制限をはじめ、法に基づく景観づくりの様々な取組みを活用することができます。

○景観行政団体

⇒景観法に基づき、景観計画の策定など良好な景観づくりに向けて具体的な取組みを行う団体で、景観行政を担う主体を指します。日向市では平成18年10月に景観行政団体に移行しており、また、県内のすべての市町村が景観行政団体になっています。(平成27年3月1日現在。)

○日向市景観基本計画

⇒日向市の景観づくりにおける将来像を明確にし、様々な施策を景観の観点から、総合的・体系的に展開していくための計画です。平成20年4月に策定しました。

○日向市景観条例

⇒市民と行政との協働により日向市の景観を形成し、潤いと魅力ある豊かな郷土の実現を目指すため、景観法の施行その他景観の形成の推進に関する必要な事項を定めたものです。平成20年2月に制定しました。

○景観形成重点地区

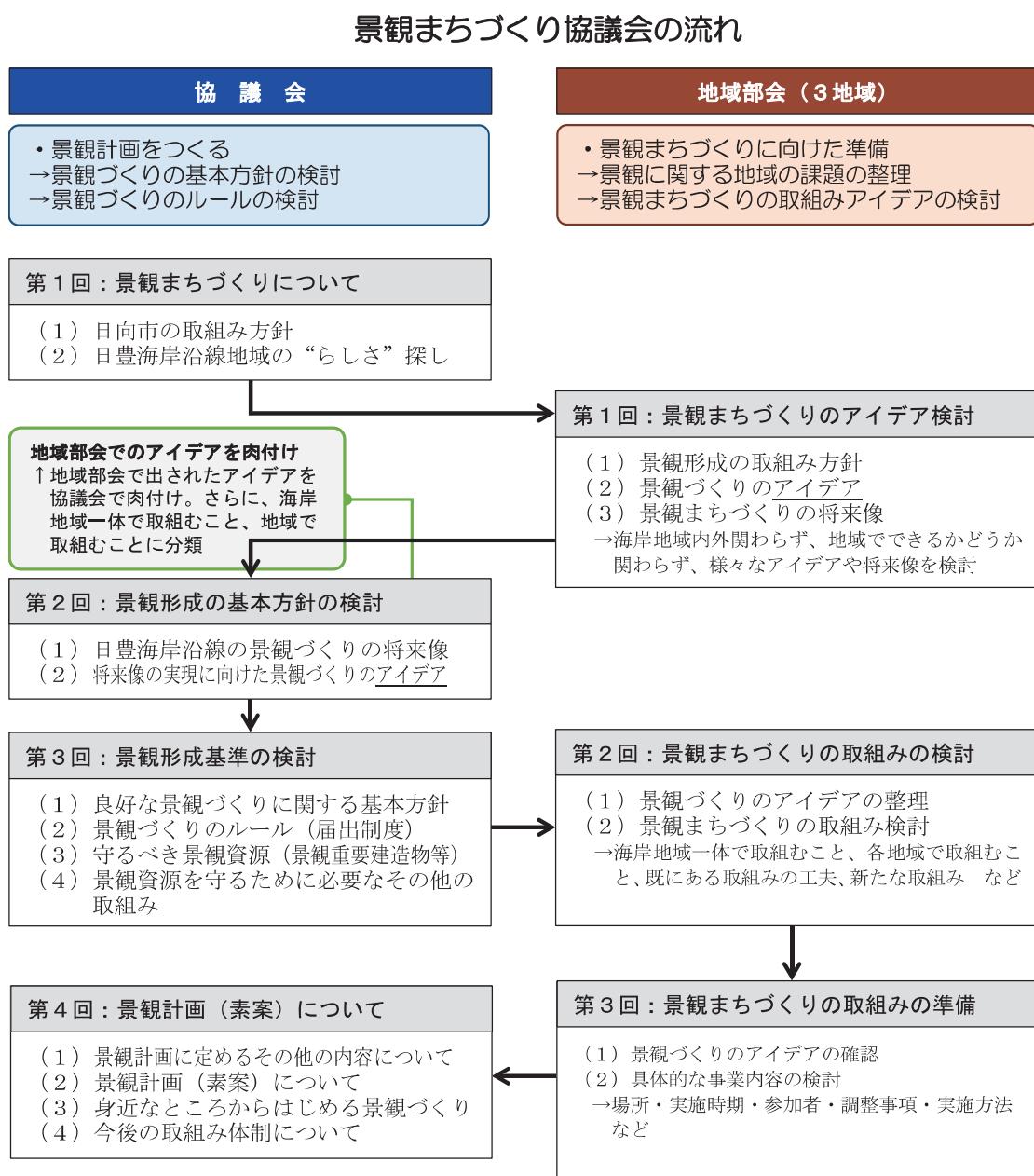
⇒優先的に景観誘導を図る地区で、市の総合計画や緊急性、地域の景観意識の醸成などを勘案し、地形、物流、経済活動などの要素を踏まえ、日向市景観基本計画に基づき「海岸地区」、「美々津地区」、「日向市駅周辺地区」、「坪谷地区」、「細島地区」の5地区を指定しています。

2. 景観計画策定の流れ

日豊海岸地域景観計画の策定にあたり、本地域では「堀一方地区」、「財光寺地区」、「平岩地区」の住民で構成する「日豊海岸地域景観まちづくり協議会」を設置し、平成26年度より1カ年をかけ、景観計画の内容を検討してきました。さらに、協議会では「堀一方地区」、「財光寺地区」、「平岩地区」の3地区で地域部会を設置し、景観づくりを推進するためのより具体的な取組みについて検討しました。

また、日豊海岸地域の景観に対する地域の方々の意見を広くお伺いするため、日豊海岸地域内の市民を対象とした日豊海岸沿線地域の景観に関するアンケート調査を実施し、多くの方から貴重なご意見をいただきました。

さらに、地元説明会、パブリックコメント、都市計画審議会及び景観審議会での審議を経て、この「日豊海崖地域景観計画」が完成しました。





▲景観計画検討の様子（第1回協議会）



▲アイデア交換の様子（第2回掘一方部会）

▲企画書作成のための現地調査の様子
(第3回平岩部会)

▲地元説明会の様子（平岩地区）



▲日向市景観審議会の様子

3. 景観計画の構成

「景観法」では、景観計画で定めるべき内容が明記されています。

【景観計画で定める必要があるもの（景観法第8条第2項）】

- 1) 景観計画の区域
- 2) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 3) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
- 4) その他良好な景観の形成のために必要なもの

【景観計画で定めるよう努めるもの（景観法第8条第3項）】

- 5) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

上記事項は、日向市(行政)と地域住民とが協働で取組む事項であることから、本地域では、協議会などでの意見を踏まえ、地域の実情に対応した内容を定めています。

また、地域住民一人ひとりが、日豊海岸地域の景観の魅力を再認識し、自ら景観づくりに取組むことができるよう、本計画では景観法で定められていない日豊海岸地域独自の内容を付け加え、計画内容の充実を図っています。

日豊海岸地域景観計画の構成

第1章 景観計画の目的と構成

1. 景観計画の目的
2. 景観計画策定の流れ
3. 景観計画の構成

景観計画の必要性や策定手順、構成を整理しています。

第2章 景観特性と課題

1. 景観特性
2. 景観づくりの課題

景観の特徴や景観資源を整理し、課題を導き出しています。

第3章 景観計画区域

1. 景観計画区域

本景観計画の対象区域を示しています。

第4章 景観づくりの将来像と基本方針

1. 景観づくりの将来
2. 景観づくりの基本方針

将来の日豊海岸地域の景観の姿、その実現に向けた基本方針を示しています。

第5章 景観づくりに向けた取り組み方策

1. 良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項
2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
3. その他の事項

日豊海岸地域の景観づくりのルールを示しています。

第6章 景観づくりの推進に向けて

1. 繼続的な景観づくりに向けた体制の構築
2. 身近なところからはじめる景観づくりの推進
3. 他の計画等との連携について
4. 景観計画の進行管理

景観づくりを進めるための体制や、景観づくりの取組みについて整理しています。

■:景観法に基づき、景観計画に定める必要がある項目

<景観法第8条第2項に基づく景観区域、景観形成方針、制限事項、重要建造物等の指定方針>

■:景観法に基づき、景観計画に定めるよう努める項目

<景観法第8条第3項に基づくその他良好な景観形成のために必要なもの>

■:日向市(日豊海岸地域)独自の項目

<景観法に基づく項目でないもの>

※ 専門用語の解説については、各章の用語説明をご参照ください。

第2章 景観特性と課題

1. 景観特性

(1) 日豊海岸地域の概況

日豊海岸地域は、掘一方地区、財光寺地区、平岩地区の3地区で構成されています。

地域内の国道10号や県道15号(お倉ヶ浜道路)を走ると、サーフショップや民宿、松林が連なった海辺の景観と、リアス式海岸や白砂青松の砂浜が交互に連なる変化に富んだ日向市を代表する海岸線を望むことができます。

また、柱状節理の海岸に建つ大御神社や日知屋城址、また、お大師さんと呼ばれる弘法大師像が点在しており、地域の歴史を感じさせる景観をつくり出しています。



(2) 景観特性と問題点

日豊海岸地域の景観は、日向市を特徴付ける海岸線の景観、海岸を望む沿道景観、点在する地域資源がある景観で構成されています。また、これらに関わる景観づくりの活動も、景観を構成する要素と言えます。そこで、これらの景観を構成する要素に着目し、要素別に景観特性や問題点を整理します。

①変化に富む海岸線

◆ キーワード

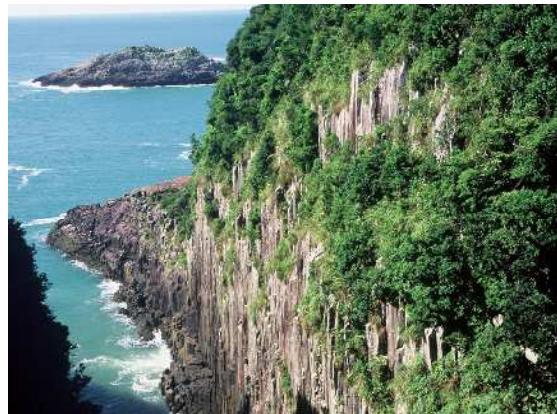
- ・日豊海岸国定公園
- ・海(砂浜／柱状節理／岩礁／松林／伊勢ヶ浜／お倉ヶ浜／金ヶ浜)
- ・豊かな自然景観(米ノ山／櫛の山)
- ・活動(サーフィン／パラグライダー)

特性

- ・馬ヶ背やお倉ヶ浜など日向市を特徴づける観光資源が点在している。
- ・広大な防潮林や砂浜と柱状節理の岩礁が交互に連なり、変化に富んだ海岸線を形成している。
- ・海水浴場やサーフィンスポットがあり、賑わいの場を創出している。
- ・背後の米ノ山はパラグライダーの滑走地が、櫛の山は桜並木があり、市民のレクリエーションの場となっている。
- ・日豊海岸国定公園に指定され、自然環境が保全されている。
- ・平岩地蔵尊は日豊海岸を一望できる貴重な眺望ポイントとなっている。

問題点

- ・防潮林の景観資源としての手入れが十分ではない。
- ・流木やゴミが漂流したままであり、変化に富む美しい景観を阻害している。



②点在する歴史資源

◆ キーワード

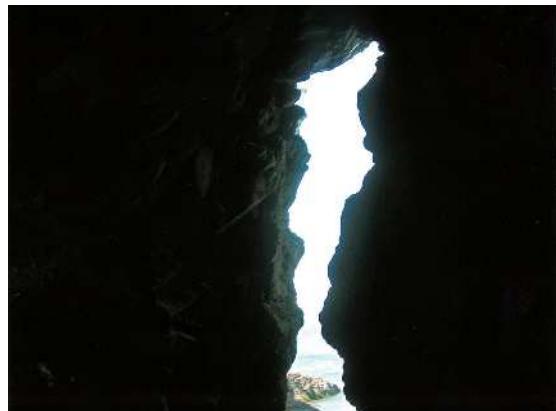
- ・歴史的景観(大御神社／日知屋城址／お大師さん)

特性

- ・柱状節理の海岸に立つ大御神社や日知屋城址は、自然景観と相まって厳かな景観を形成している。
- ・「お大師さん」と呼ばれる弘法大師像が点在するなど、固有の歴史資源を有している。

問題点

- ・大御神社や日知屋城址は、住宅地である周辺景観との雰囲気には差があり、調和が図られていない。
- ・弘法大師像は地域の景観を特徴付ける資源であるものの、地域づくりへの活用は十分ではない。



③海岸を望む道

◆ キーワード

- ・ドライブウェイ(国道10号／県道15号(お倉ヶ浜道路))
- ・遊歩道
- ・眺望ポイント

特性

- ・海岸線と並行して走る国道10号沿線は、サーフショップや民宿が点在し、海のレクリエーションスポットであることが感じられる。
- ・海岸部には遊歩道が整備されており、眺望ポイントが点在している。

問題点

- ・海岸部を並行して走っているが、沿道は雑木で覆われ、変化に富む海岸線を楽しむことができない。
- ・海岸部の遊歩道が十分に活かされていない。



④地域の景観づくり

◆ キーワード

- ・組織(堀一方黒潮実年会／平岩まちづくり協議会)
- ・活動(花の植栽／コスモス／ソテツ／バナナ／ゴミ拾い)

特性

- ・「堀一方黒潮実年会」や「平岩まちづくり協議会」などの地域住民による景観づくりの取り組みが実施されている。
- ・「日向市のふるさとの自然を守る会」や「松の緑を守る会」、「財光寺地区の住民」によるお倉ヶ浜の松林を守る景観づくりの取り組みが実施されている。

問題点

- ・植栽活動などの景観づくりを継続していくために、多くの市民の参加が望まれる。
- ・松林などの地域資源が活かされていない。



2. 景観づくりの課題

(1) 日向市の景観づくりの基本姿勢

- ・ 良好的な景観づくりは市民の共有財産です。
- ・ 景観づくりは地域づくりの一つの要素であり、地域の活性化の手段でもあります。
- ・ 日豊海岸地域は景観資源の宝庫であることから、「日向市景観基本計画」において景観形成重点地区に指定されており、日向市の景観づくりを先導する地区として、地域の皆さんが主体となった景観づくりが期待されています。

(2) 日豊海岸地域の景観づくりの課題

日豊海岸地域の貴重な景観資源を保全するとともに、地域づくりに繋げるためには、景観づくりの課題を明らかにしながら、その課題を解決するための取組みの推進が必要です。そこで、景観特性と問題を踏まえ、日豊海岸地域の景観づくりにおいて解決すべき課題を整理します。

課題 1 海岸線をはじめとする自然資源の景観資源としての保全・活用

日豊海岸国定公園に指定されている広大な防潮林や、砂浜と柱状節理の岩礁が交互に連なった変化に富む海岸などの自然資源は本地域を代表する景観資源です。しかしながら、手入れ不足の防潮林や流木・ゴミなどの堆積がみられるため、自然資源の景観資源としての保全・活用が必要です。

課題 2 歴史・文化を特徴づける景観形成

柱状節理の海岸線に建つ大御神社や日知屋城址は自然景観と相まって厳かな景観を形成していますが、周辺住宅地との町並みに差が生じています。また、弘法大師像が点在していますが、景観資源としての保全・活用は十分ではありません。そのため、歴史・文化を特徴付ける景観形成を促進する必要があります。

課題 3 海岸を望む道にふさわしい沿道景観の形成

海岸線と並行して走る国道10号や県道15号(お倉ヶ浜道路)、海岸の遊歩道は眺望スポットとなっています。しかし、これらの道路沿道は雑木で覆われ、眺望景観が阻害されていることから、海岸を望む道にふさわしい沿道景観の形成が必要です。

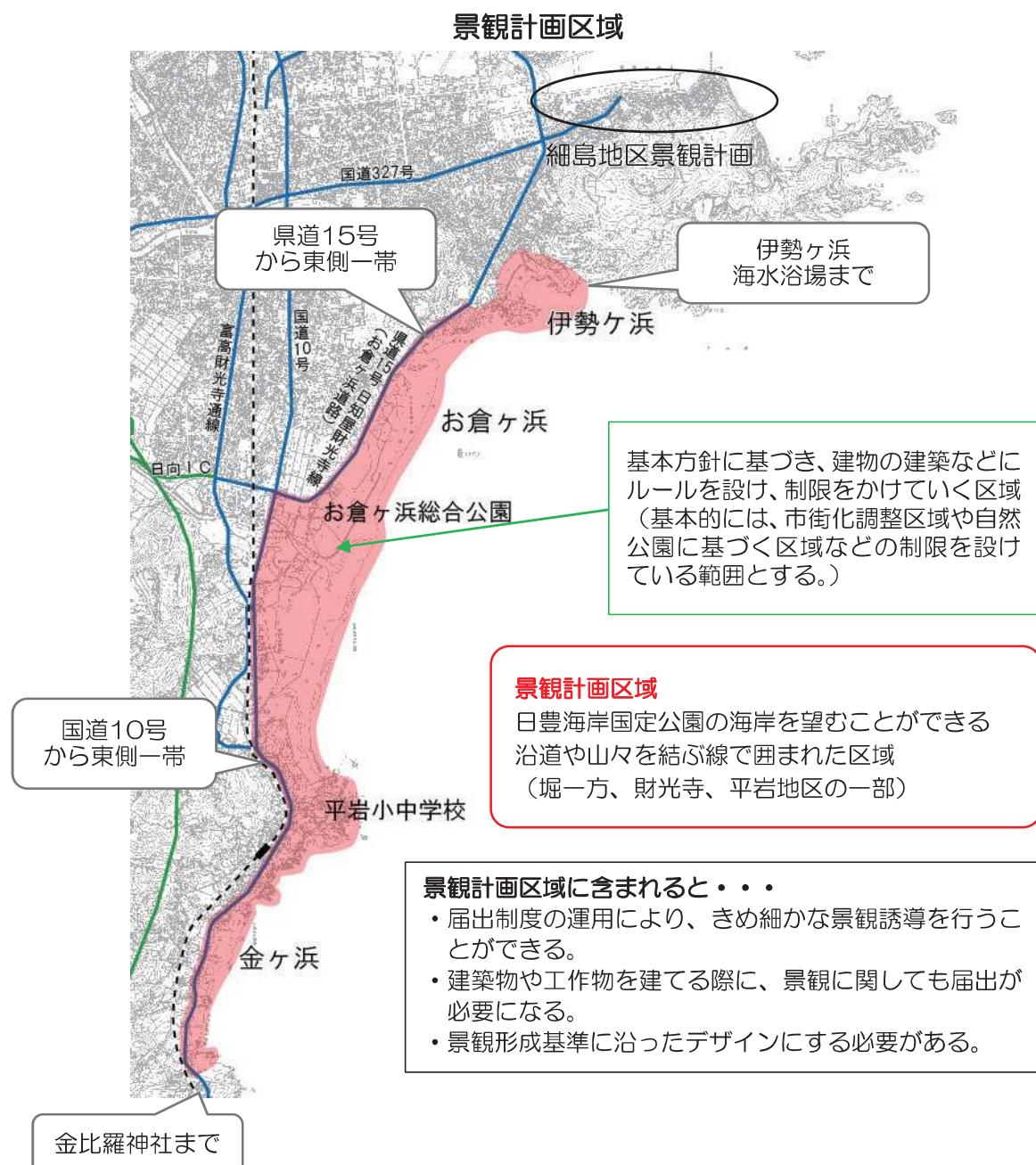
課題 4 日豊海岸地域の一体的な景観づくり

本地域では一部の団体によって地域のまちづくりが行われていますが、一定の地区や場所に留まっており、地域一体の取組みは十分ではありません。また、若手の参加者が少なく景観に対する関心も低いため、地域の一体的な景観づくりを行う必要があります。

第3章 景観計画区域

1. 景観計画区域(景観法第8条第2項第1号に関する事項)

日豊海岸地域の堀一方地区、財光寺地区、平岩地区では、植栽や清掃活動といった景観に関する取組みが各地区で行われています。一方、これらの地区の海岸部一帯(日豊海岸地域)は、日豊海岸国定公園に指定され、リアス式海岸と砂浜海岸が断続的に続く海岸や米ノ山や櫛の山といった山々など、日向市を特徴づける自然景観を形成しています。そのため、本地域では、各地区的景観づくりに加え、日豊海岸地域として一体的に景観づくりを行う必要があります。そこで、日豊海岸地域景観計画の対象となる景観計画区域を以下のように定めます。



第4章 景観づくりの将来像と基本方針

1. 日豊海岸地域が目指す景観づくりの将来像

日豊海岸は、リアス式海岸と白砂青松が交互に連なる、日向市を代表する地域資源です。

海辺を歩けば広大な太平洋を一望できるとともに、変化に富む海岸線の景色、波の音、潮風の香りを楽しむことができます。また、海水浴やマリンスポーツで賑わう風景は、季節を感じさせるとともに日豊海岸の景観を特徴づけています。さらに、大御神社や日知屋城址周辺は、このような海岸景観と相まって厳かさが感じられる独特の景観を創り出しています。

私たちは、住む人が誇りを持ち、来る人に驚きと感動を与え、再び訪れ歩いてみたいと思える日豊海岸にするため、日豊海岸地域が目指す景観づくりの将来像を「青い海、蒼い空、白い砂浜 「大切な人と歩きたい。」日向サンライズ海道」と定めます。

(日豊海岸地域景観まちづくり協議会)



2. 景観づくりの基本方針(景観法第8条第2項第2号に関する事項)

景観づくりの将来像を実現するため、以下に掲げる景観づくりの基本方針に基づき、市民・事業者・行政の協働による景観づくりを進めていきます。

(1) 日豊海岸における美しい海岸景観の形成

日向市を代表する地域資源である日豊海岸は、自然環境として保全するだけではなく、景観の視点も取り入れながら適切な維持管理を行い、美しい海岸景観を形成していきます。



(2) 地域の歴史や文化と調和した景観づくりの推進

大御神社や日知屋城址、弘法大師像などの歴史・文化資源を、本地域のストーリーを表す景観資源として活用できるように、本地域の重要な景観資源として位置づけ、これらと調和した景観づくりを推進します。



(3) 日豊海岸の開放感を活かした沿道景観の形成

日豊海岸と並行する国道10号や県道15号（お倉ヶ浜道路）、海岸の遊歩道は、開放感あふれる日豊海岸を感じることができるように、日豊海岸国定公園として適切な維持管理を行い、来訪者をもてなす空間にふさわしい沿道景観を形成します。



(4) 多世代交流による市民協働の景観づくりの推進

南北に広がる日豊海岸地域において一体的に景観づくりを進めていくため、市民の日豊海岸の景観に対する愛着を醸成するとともに、清掃活動等の地域活動、サーフィンやビーチサッカー等のマリンスポーツ愛好者などと連携し、幅広い世代を巻き込みながら、地域づくりと一体となった景観づくりを推進します。



第5章 景観づくりに向けた取組み方策

1. 良好的な景観づくりのための行為の制限に関する事項 (景観法第8条第2項第2号に関する事項)

日豊海岸地域では、日豊海岸らしい景観づくりを地域全体で一体的に進めていくため、景観づくりのルール(景観形成基準)を定めるとともに、一定の行為を行う際にあらかじめ市に「届出」を行い、その行為が景観形成基準に適合しているかを確認します。

(1) 届出対象行為

景観計画区域内において、以下に定める行為を行う際は、あらかじめ市に届出を行う必要があります。

届出対象行為

届出対象行為	行為の規模 ^{※4}
●建築物 ^{※1} の建築等 ○新築、増築、改築若しくは移転 ○外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 ^{※2}	床面積が10m ² を超える行為
●工作物 ^{※3} の建設等 ○新築、増築、改築若しくは移転 ○外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 ^{※2}	高さが3mを超える行為 自動販売機の設置についてはすべての行為
●開発行為 ○都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ○その他政令で定める行為	面積が1,000m ² 以上の行為
●土地の形質の変更 ○土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採 ○他の土地の形質の変更	面積が1,000m ² 以上の行為
●木竹の植栽又は伐採	面積が1,000m ² 以上の行為
●物件の堆積 ○屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	10m ² 若しくは1.5mを超える行為

※1:建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建物とする。

※2:色彩の変更については、建築基準法に基づく建築確認申請は不要であるが、景観法に基づく届出は必要となる。

※3:日向市景観条例施行規則(平成20年3月26日規則第12号)第2条に規定する工作物とする。
(擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの等)

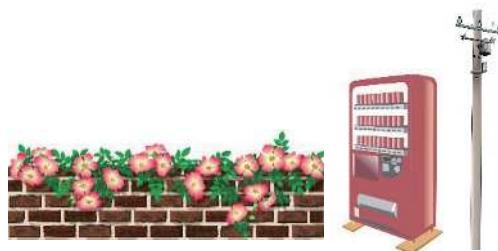
※4:通常の管理行為、軽微な行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は届出の対象とならない。
(景観法第16条第7項による適用除外規定)

届出対象行為のイメージ

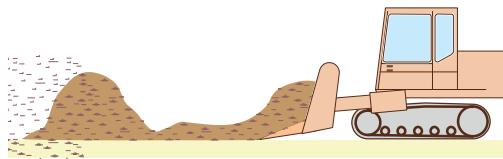
① 面積が 10 m²を超える建築物の建築等



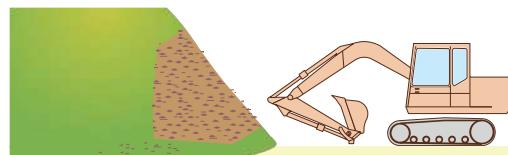
② 高さが3mを超える工作物の建設、自動販売機の設置等



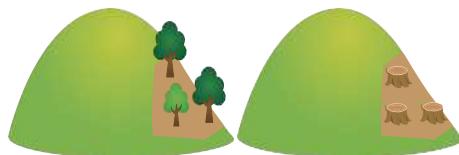
③ 1,000 m²以上の開発行為



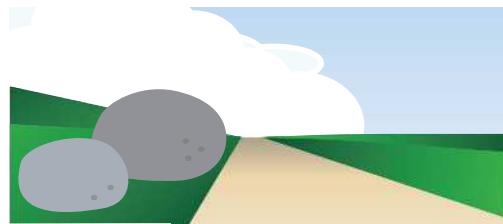
④ 1,000 m²以上の土地の形質の変更



⑤ 1,000 m²以上の木竹の植栽又は伐採



⑥ 10 m²若しくは 1.5mを超える物件の堆積



以上に該当する行為を行う場合は、事前に市への届出が必要です。

(2)景観形成基準

(1)で示した届出対象行為については、景観形成の基本方針に基づいた、景観形成基準を満たす必要があります。景観形成の基本方針に関連する景観形成基準は、同じ色の■で示します。また、市民協働による日豊海岸に一体的な景観づくりの推進についてはどの基準も市民協働によるまちづくりであるため、すべてに含まれます。

<景観形成の基本方針>

- 日豊海岸における美しい海岸景観の形成
- 地域の歴史や文化と調和した景観づくりの推進
- 開放感あふれる日豊海岸を感じることが出来る沿道景観の形成
- 市民協働と世代間・地域間の連携による一体的な景観づくりの推進



①建築物・工作物

- 米ノ山展望所や平岩地蔵尊、忠靈塔、東九州自動車道、国道10号沿道、県道15号(お倉ヶ浜道路)沿道などの視点場からの海岸線の眺望へ配慮した、配置・規模とする。
- 太平洋の海の青さと木々の緑、南国らしい色が調和する色彩を基調とし、以下の基準値を遵守する。

日向市まちなみ色彩ガイドライン「港まちエリア」のおすすめの色基準値



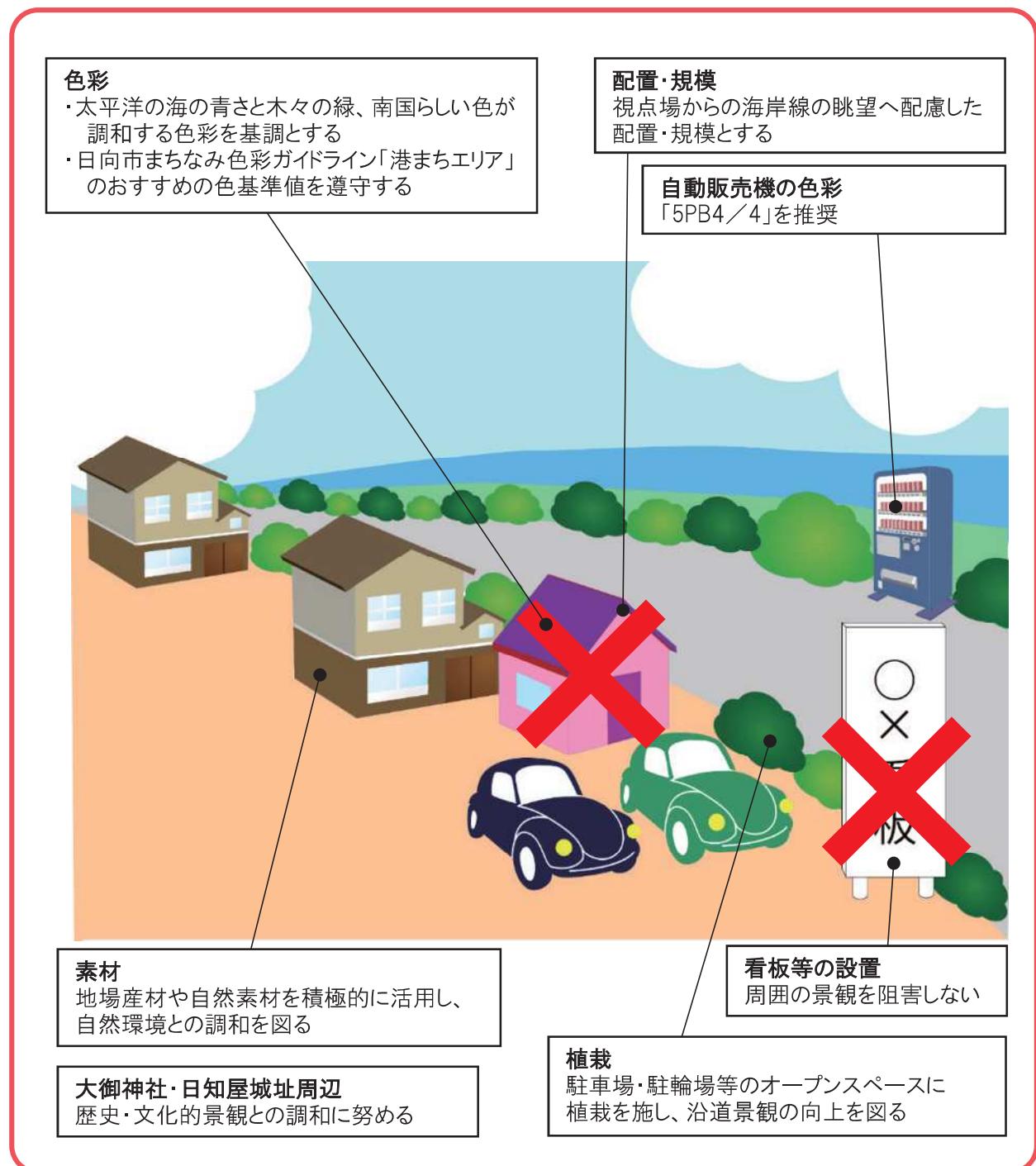
▲「日向市まちなみ色彩ガイドライン」の地域区分イメージ図

部位	区域の定義	色相	明度	彩度
外壁	ベースカラー サブカラー	0.1R~4.9YR	4 以上 8 未満	3 以下
		5YR~5Y		4 以下
		その他		2 以下
外壁	アクセント カラー	0.1R~4.9YR	—	5 以下
		5YR~5Y		5 以下
		その他		3 以下
屋根	屋根色	0.1R~4YR	6 以下	3 以下
		5YR~5Y		3 以下
		その他		2 以下

▲港まちエリアのおすすめの色基準値

- 日豊海岸国定公園に設置される自動販売機の色彩は、「5PB4／4」を推奨する。
- 大御神社・日知屋城址周辺では、歴史・文化的景観との調和に努める。
- 地場産材や自然素材を積極的に活用し、自然環境との調和を図る。
- 国道10号や県道15号(お倉ヶ浜道路)などの主要な景観軸では、駐車場・駐輪場等のオープンスペースに植栽を施し、沿道景観の向上を図る。
- 看板等の設置にあたっては、周囲の景観を阻害しない形態意匠とする。

建築物・工作物の景観形成基準のイメージ



②開発行為・土地の形質の変更

- 土地の造成にあたっては、自然環境の保全及び良好な景観形成に十分配慮した計画とする。
- 土地の造成を最小限に留め、周囲に十分な植栽を施す。
- 法面は、十分な安全性を確保したうえで、可能な限り緑化に努める。

③木竹の伐採又は植栽

- 海岸線の眺望を確保できるよう適切な伐採又は植栽を行う。
- 植栽にあたっては、周辺植生に調和する樹種を選択するようにする。地域環境に配慮した上で南国情緒あふれる樹種を選択することも考えられる。
- 海岸線の景観を阻害するような高木となる用材林等の樹種は植樹しないようにする。

④物件の堆積

- 国道10号、県道15号(お倉ヶ浜道路)などの主要な景観軸では、物件の堆積を最小限に留め、外部からの遮へいに配慮し、植栽等を施す。



2.景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 (景観法第8条第2項第3号に関する事項)

日豊海岸地域において、景観づくりを進める上で重要な建造物や樹木を保全するとともに、地域づくりに活かしていくため、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を以下のように定めます。今後、日向市と住民の協働により、この方針に即して具体的な指定を検討していきます。

景観重要建造物や景観重要樹木に指定されると、景観行政団体の長(日向市長)の許可無く現状の変更が出来なくなります。その一方で、建築基準法の規制の緩和や景観整備機構による管理などを受けることができるようになります。

(1)景観重要建造物の指定の方針

日豊海岸地域において景観づくりを進める上で重要となる建造物(以下、景観重要建造物)を保全し、日豊海岸地域らしい魅力ある景観づくりに活かしていくため、景観重要建造物の指定の方針を以下のように定めます。

- ①日豊海岸地域の景観を特徴づけ、住民や市民、来訪者に親しまれている建造物
- ②日豊海岸地域の歴史や文化、生業を表している建造物
- ③歴史的な建築様式を継承したもの、又は、国の登録文化財等の登録に値する建造物
- ④その他、日豊海岸地域の景観特性と調和し、次の世代へ引き継ぐべき建造物

(2)景観重要樹木の指定の方針

日豊海岸地域において、景観づくりを進めていく上で重要となる樹木(以下、景観重要樹木)を保全し、日豊海岸地域らしい魅力ある景観づくりに活かしていくため、景観重要樹木の指定の方針を以下の通り定めます。

- ①日豊海岸地域の景観を特徴づけ、市民や住民、来訪者に親しまれている樹木
- ②日豊海岸地域のシンボル的な存在となっている、あるいはなりうる樹木
- ③その他日豊海岸地域の景観特性と調和し、次の世代へ引き継ぐべき樹木

【用語説明】

○景観整備機構

⇒景観づくりに対する地域住民の取組みを支援する組織。NPO法人や公益法人等を位置づける制度であり、景観行政団体の長が指名することができます。

景観整備機構は、良好な景観づくりを行う者に対する情報提供、景観重要建造物等の管理、良好な景観づくりに関する調査研究等を行います。

○景観重要建造物

⇒景観づくりを進める上で重要な建造物。景観行政団体の長が「指定の方針」等に従って指定することができます。景観重要建造物に指定されると、許可なく増築、改築、移転などをすることができません。

また、良好な景観が損なわれないよう適切に管理することが求められます。なお、指定のメリットとして、所有者との管理協定により景観整備機構等の管理が可能となります。

○景観重要樹木

⇒景観づくりを進める上で重要な樹木。景観行政団体の長が、「指定の方針」等に従って指定することができます。

景観重要樹木に指定されると、許可なく伐採、移植をすることができません。また、良好な景観が損なわれないよう適切に管理することが求められます。なお、指定のメリットとして、所有者との管理協定により景観整備機構等の管理が可能となります。

3.その他の事項

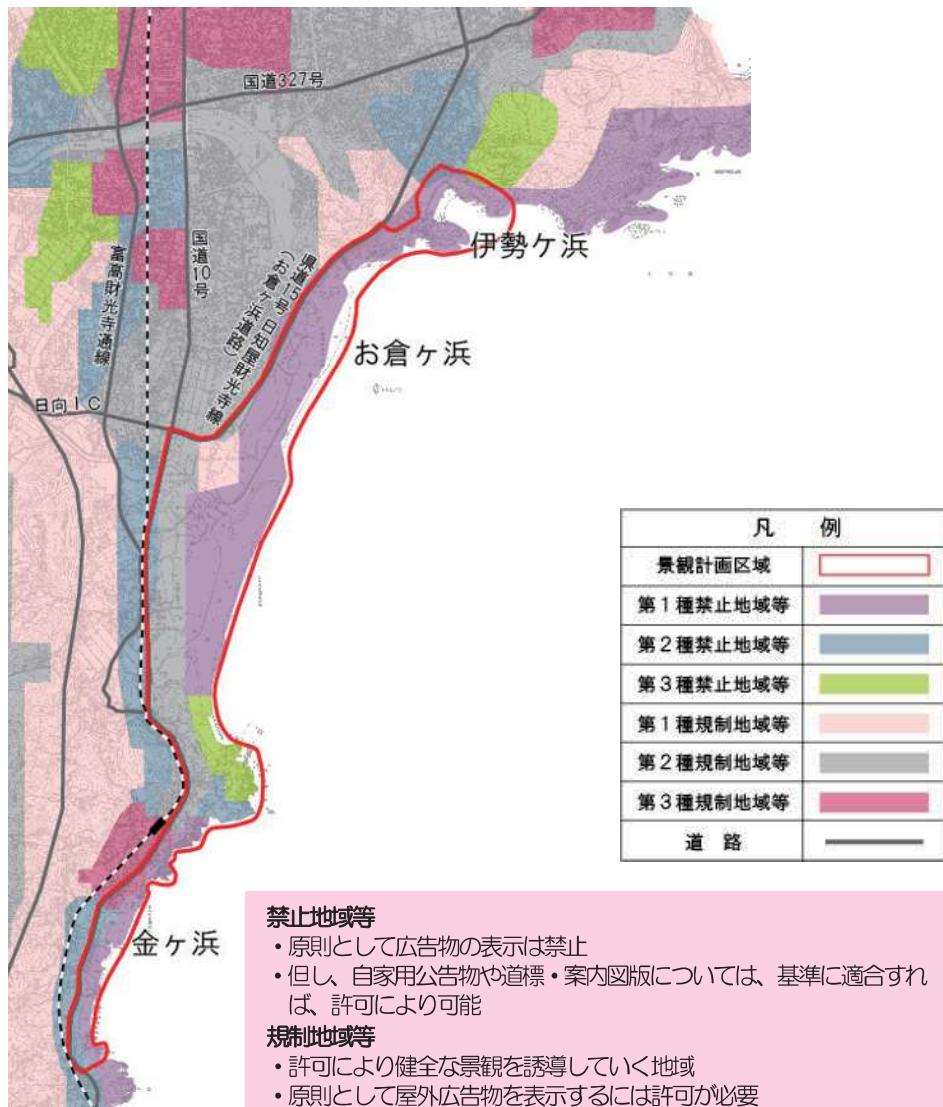
(1)屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(景観法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物は、賑わいある風景を演出するなどの経済活動面での効果がある一方、無秩序な設置や地域の景観との調和に配慮しない設置は、地域の良好な景観を阻害する要因にもなります。

宮崎県においては地域の良好な景観の形成に資することを目的に屋外広告物条例が定められており、宮崎県が主体となって屋外広告物の表示方法等の規制に取組んでいます。また、日向市においても中心市街地において景観アドバイザーによる指導や、景観に配慮した広告物の設置の協議など、地域特性に応じた取組みを行っています。

日豊海岸地域においては、今後、美しい海岸線の眺望を確保していくために、屋外広告物の規制内容の見直しについて検討していきます。

屋外広告物の規制状況



※詳しくは、日向土木事務所（宮崎県）で確認できます。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項(景観法第8条第2項第4号口)

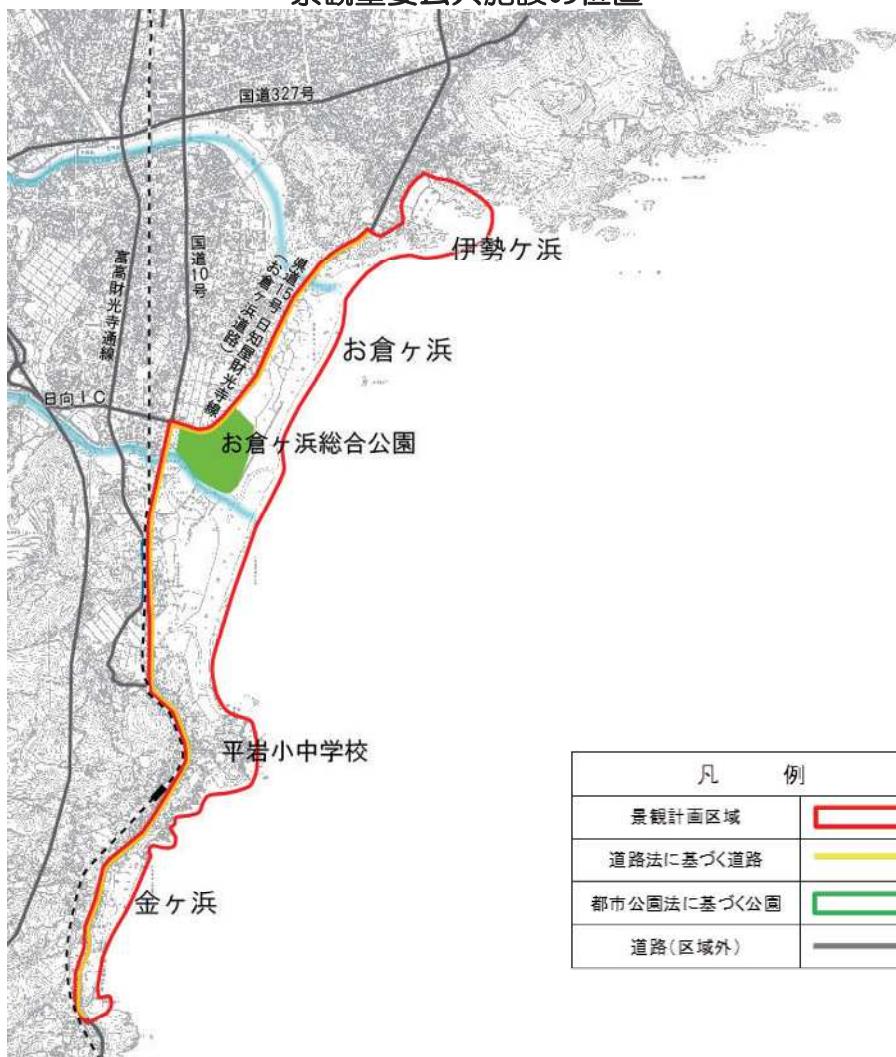
道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つであり、公共施設が地域の景観づくりに果たす役割は大きく、その整備にあたっては周辺景観への配慮が特に求められます。公共施設の整備にあたっては、それぞれの施設管理者と連携し、積極的に景観計画の方針に即した取組みを推進します。

そこで、以下の公共施設を「景観重要公共施設」として定めます。景観重要公共施設の整備を行う際は、「日向市公共事業景観形成指針」に定めた内容の検討を行うとともに、本計画の景観重要公共施設の整備に関する事項に示す基準に即した整備を行うこととし、周囲の景観に十分配慮します。

① 景観重要公共施設

日豊海岸地域では、以下の図に示す公共施設の整備は、良好な景観づくりに向けた取組みと一体的に行なうことが求められるため、施設管理者等の同意の上、「景観重要公共施設」として位置づけています。

景観重要公共施設の位置



②景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備に際しては、本計画の景観重要公共施設の整備に関する事項に示す基準に加え、以下の事項に基づくこととします。

また、景観に関する各種の指針やガイドラインに基づき、それぞれの公共施設の設置者及び管理者の理解と協力を得ながら、具体的な内容の検討を進めることとします。

景観重要公共施設の整備に関する事項

整備に関する事項〔個別事項〕	
1. 法面	法面は、現況の地形・地質に応じた構造とし、できる限り緑化可能な工法の導入に努める。また、緑化する場合は、在来種を主体としたその地域に適した種類を選定するとともに、既存植生の保存、周辺の景観との調和に配慮する。
2. 擁壁・護岸	沿道からの眺望景観を妨げる擁壁・護岸は必要最小限とし、整備する場合は眺望景観を妨げることのないよう計画する。擁壁は、長大にならないよう工法等を検討し、圧迫感を和らげるよう工夫するとともに、周辺の景観との調和及び周囲の緑化に配慮する。
3. 防護柵	沿道からの眺望景観を妨げる防護柵は必要最小限とし、設置する場合は眺望景観を妨げることのないよう適切な維持管理に努める。防護柵の構造・形態・素材及び色彩は、安全性及び維持管理に支障のない範囲内において、周辺の景観との調和、地域の特性や統一性に配慮し、日豊海岸地域の景観に溶け込むように努める。
4. 舗装	舗装の素材、色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。 特にカラー舗装については十分に検討し、安易に採用しない。
5. 植栽(緑化)	沿道からの眺望景観を妨げる植栽は必要最小限とし、整備する場合は眺望景観を妨げることのないよう維持管理に努める。また、周辺の樹木との調和、地域の特性に配慮するとともに、既存の樹木の保全に努める。
6. 公共広告物	沿道からの眺望景観を妨げる公共広告物は必要最小限とし、設置する場合は眺望景観を妨げることのないよう配慮し、景観を損なわないよう維持管理に努める。案内看板等の公共広告物については、可能な限り整理統合に努める。設置数、設置場所、形態、色彩、素材については、統一感のあるデザインにするとともに眺望を確保できるよう周辺との調和に配慮し、日豊海岸地域の景観に溶け込むように努める。



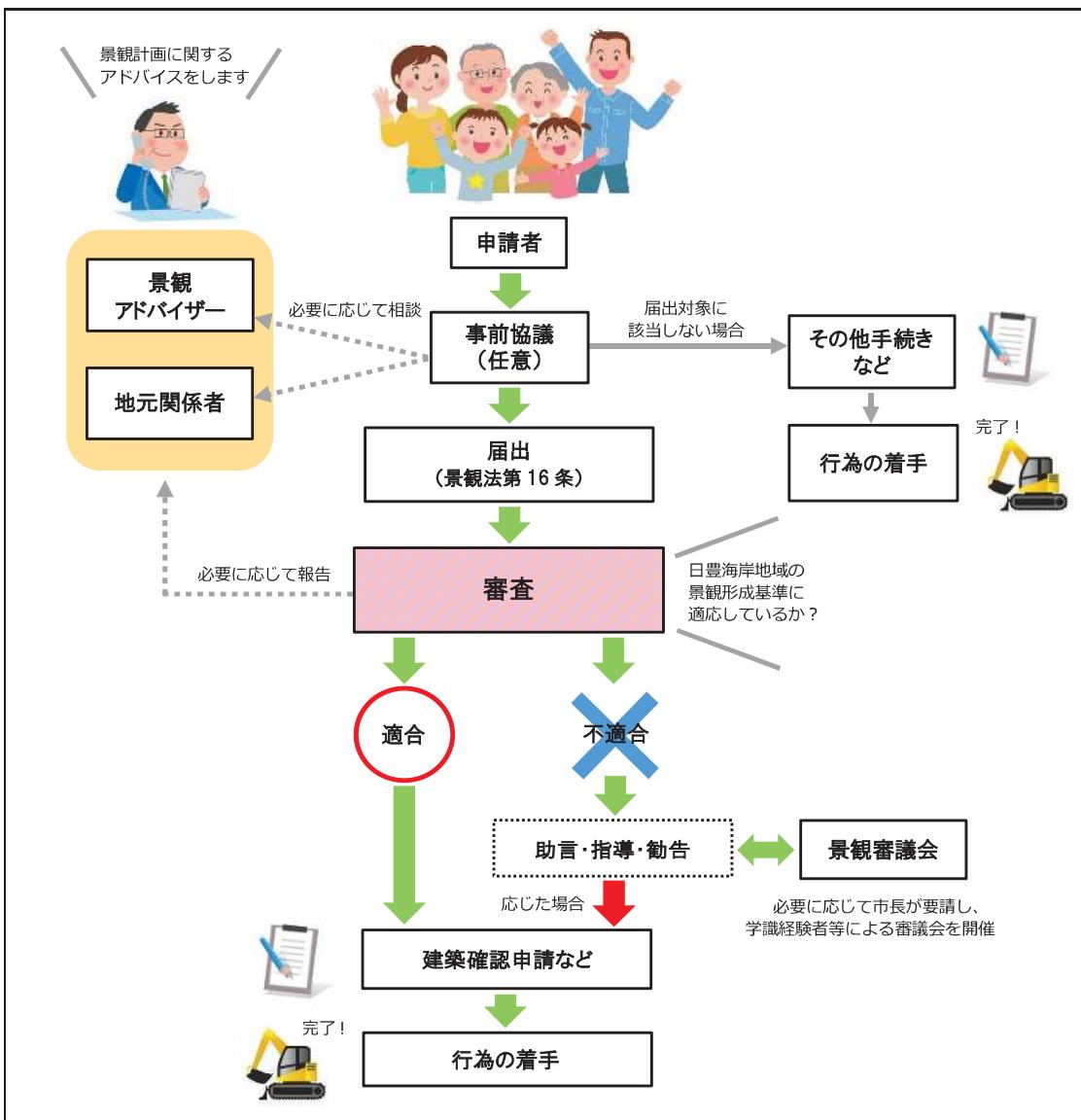
第6章 景観づくりの推進に向けて

1. 継続的な景観づくりにむけた体制の構築

(1) 届出制度等の円滑な運用にむけた体制の構築

日向市では、届出に関する事前協議や景観アドバイザーへの相談、景観審議会など届出制度の円滑な運用にむけた体制を構築しています。

届出制度の手続きの流れ



- 建築物の新築など、届出対象行為に該当する行為を行う住民や事業者は、あらかじめ「景観形成基準」の内容を把握するとともに、建築確認申請や開発許可制度等の法令上の手続き前までに行為の内容を市と協議した上で、市に「届出」を行います。
- 市は、事前協議段階で必要に応じて地元関係者の意見を聴取し、申請者との調整を図ります。
- 市は、届出の内容を審査し、必要に応じて助言・指導または勧告を行います。
- 必要に応じて、学識経験者等で構成する「景観審議会」を開催し、届出の内容について審議します。

(2)景観法を活用した取組み体制の充実

景観法では以下のような様々な制度が定められています。日向市では、今後必要に応じてこれらの制度を活用し、地域住民を中心とした景観づくりの取組み体制を充実させていきます。

①景観協議会(景観法第15条第1項)

景観計画区域内において良好な景観づくりに関する協議を行う組織です。景観行政団体や景観重要公共施設の管理者、景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて関係行政機関や公益事業を営む者、住民その他良好な景観づくりを行う者を加えることができます。

②景観協定の締結等(景観法第81条第1項)

景観計画区域内の一定規模のまとまりのある土地について土地の所有者等全員の合意によって良好な景観づくりを推進するために、地域の住民が自主的に協定を結ぶものです。

③景観整備機構(景観法第92条)

景観づくりに対する地域住民の取組みを支援する組織です。NPO法人や公益法人等を位置づける制度であり、景観行政団体の長が指名することができます。景観整備機構は、良好な景観づくりを行う者に対する情報提供、景観重要建造物等の管理、良好な景観づくりに関する調査研究等を行います。日向市では現在、一般社団法人宮崎県建築士会を景観整備機構に指定しています(平成21年7月に指定)。

2. 身近なところからはじめる景観づくりの推進

(1) 景観づくりの取組みアイデア

日豊海岸地域景観まちづくり協議会では、身近なところからはじめる景観づくりの取組みについて、各地域が中心となって行っていくことを確認しました。

また、各地域の取組みの具体的な内容としては、以下のアイデアが出されました。これらのアイデアについては、今後、各地域のまちづくり協議会や各区において、各種団体等の協力を得ながら、実現化に向けて検討を進めていきます。

日豊海岸地域が取組むべき内容のアイデア

取組主体	取組内容
地域だけでもできそうな取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・案内サイン (観光、地域で統一した、歩道距離、ポイ捨て禁止、駐車場案内、サーフボード) ・河川敷の清掃 ・植栽、花植 ・花壇や芝の維持管理 ・ウミガメとの共存 ・旧道に各家で灯籠をつくり灯籠まつり ・休憩スペース(たまり) ・景観のDVD(空撮) ・ヘベスを活用したまちづくり ・地引網の復活 ・視点場や資源の紹介マップ ・公園の活性化(子どもが安心して遊べる)
内容によっては地域だけでもできそうな取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道の維持管理 ・樹木の伐採(簡易なもの)
地域だけでは難しい取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の整備(大型バス、サーファー、釣り客) ・旧有料道路沿いの整備(歩道を広める等) ・古い看板や不必要な看板の除去 ・空き家、空き地の利活用 ・蛤のカラを利用した町並み ・おしゃれなゴミ置き場 ・海や施設への入口づくり ・竹を切って二次加工販売 ・歩道の舗装色の変更 ・流木の撤去 ・駐車場の整備 ・旧有料道路沿いの整備 ・廃屋の撤去 ・砂浜の除去 ・河川敷の活用 ・遊歩道の整備 ・大規模な樹木の伐採

※  …地域で優先して取組むべき取組み内容

3. 他の計画等との連携

日向市では、平成24年3月に新しい日向市総合計画を策定し、『市民が奏でる“交響”空間 優しく強く温かい人とまち』のキヤッチフレーズのもと、美しい景観を保全、形成するために、各種の施策を進めいくこととしています。また、都市計画マスターplanや環境基本計画、全市公園化構想など景観づくりに関連する他の計画との施策や制度と連携し、効果的な施策の展開を図ります。

景観づくりに関連する計画・制度（日豊海岸地域に関する主なものを抜粋）1/2

計画・制度	景観づくりに関する施策(抜粋)
新しい日向市総合計画 後期基本計画 (平成24年3月策定)	第3章 分野別の施策 第1節 未来を拓く人が育つまちづくり I-3 地域の個性を生かした文化・スポーツの振興 (1)地域の伝統文化や文化財の継承 (2)暮らしの中に文化を感じることができる環境づくり 第3節 元気で活力ある産業が育つまちづくり III-4 豊かな自然とおもてなしの心で育まれる観光の振興 (1)地域資源の保全と活用 (2)市民・来訪者の両方が健康になる観光振興 (3)魅力ある観光地に磨き上げるまちづくり (4)日向を住み良く・過ごし良くするまちづくり (5)「おもてなし」の人づくり・情報づくり 第4節 自然と共生した快適な環境のまちづくり IV-1 人と自然の共生した環境にやさしい社会づくり IV-4 自然に調和した安全・安心な公園・緑地・水辺環境の整備 IV-5 美しい景観の保全・形成と土地利用の推進
日向市都市計画マスターplan (平成21年3月策定)	第5章 地域別まちづくり構想 ④景観形成の方針 [日知屋地域] -工業の敷地での緑化を推進し、緑豊かな工業地景観の形成を図ります。 -工場の道路に面する部分での修景を行い、周辺に与える乱雑感を和らげます。 -塩見川の親水空間の整備・保全を図ります。 [財光寺東地域] -工場の敷地での緑化を推進し、緑豊かな工業地景観の形成を図ります。 -工場の道路に面する部分での修景を行い、周辺に与える乱雑感を和らげます。 -都市基盤整備の推進により安全で快適な住宅地景観の形成を図ります。 -白砂青松の美しい海岸線を生かした美しい景観の保全を図ります。 [平岩地域] -白砂青松の美しい海岸線を生かした美しい景観の保全を図ります。 -市街地の背景をなす丘陵地の自然景観を緑のスクリーンとして保全を図ります。